

発行：2021年12月1日

★各種 お申し込み・問い合わせ先：

公益社団法人 ふくい・くらしの研究所



Tel. 0776-52-0626

Fax. 0776-52-0660

HP <http://www.kuranavi.jp>

1月の「男の料理」と「G・Gクッキング」

男の料理【冬の郷土料理】

- 1/20(木) ハーツ学園 3Fさくらルーム
- 1/22(土) ハーツ羽水 組合員集会室

郷土料理には、季節を楽しみ健康に暮らすための工夫がいっぱい！

冬ならではの、気持ちもほかほか温まる料理をどうぞ。

★講師：出倉弘子氏

★参加費：1800円（くらナビ会員 1500円）

★10:00～13:00

★エプロン、筆記用具をお持ちください



*参加費は税込です

G・Gクッキング

スパイスから作る【究極のカレー】

- 1/9(日)ハーツつるが オアシス

市販のルーとは一線を画すおいしさ！スパイスで作るカレーです。とはいえ、作り方はシンプルで難しくありませんので、ご安心ください！

★講師：鴛田博美氏

★参加費：1200円（くらナビ会員 1000円）

★10:00～13:00

★エプロン、筆記用具をお持ちください



福井県消費生活センター メールマガジンより

送り付け商法～直ちに処分可 代金支払い不要～

中国から身に覚えのない荷物が届いた。送り主の連絡先は書かれていない。開封したらスマホのケースが入っていた。どうしたらよいか

=====

注文していない商品を事業者が勝手に送り付け、代金を一方的に請求する手口を「送り付け商法」といいます。他にも「注文していないマスクが届いた」「海外から植物の種子が届いたが、心当たりがない」など、多くの相談が寄せられています。

特定商取引法の改正により、今年7月6日以降は、一方的に送り付けられた商品を直ちに処分できるようになりました。売買契約は成立していないので、商品を開封したり処分したりしても代金を支払う必要はありません。支払い義務があると誤解して代金を払ってしまった場合は、事業者に戻還請求ができます。海外から送り付けられた商品についても同様です。

処分する前には念のため、家族や友人が注文していないか、ネット通販の注文品ではないかを確認しましょう。

Instagramも見てね



<http://instagram.com/kuranavifukui>

講座の様子を写真や動画で紹介しています。フォローしてくださいね！



KURANAVIFUKUI

くらナビホームページ

